

収入金額、所得金額等

所得の種類		所得金額の求め方
事業	ア① 営業等	製造業、小売業、飲食業、サービス業、外交員、大工など。
	イ② 農業	農産物の生産、農家が兼営する家畜又は酪農品の生産など。
ウ③ 不動産		土地や建物の賃貸料など。
エ④ 利子		公社債、預貯金などの利子。 (所得税の源泉分離課税の対象とならないもの)
オ⑤ 配当		株式や出資の配当、証券投資信託の分配金など。
カ⑥ 給与		俸給、給与、賃金、賞与など。
雑	キ⑦ 公的年金等	厚生年金、国民年金、共済年金、恩給等の収入合計額。 ※遺族年金及び障害年金は含まれません。
	ク⑧ 業務	原稿料、講演料、ネットオークション、食品配達などの副収入。
	ケ⑨ その他	生命保険契約等に基づく年金(個人年金)など。
コ・サ⑩ 総合譲渡		車両、機械、著作権、ゴルフ会員権など。分離課税(土地、建物、株式など)以外の資産の譲渡により生ずる所得。
シ⑪ 一時		生命保険等の満期返戻金、懸賞当選金など。
分離課税	株式等の譲渡、土地、建物や山林などの譲渡、退職金など。	譲渡所得については、確定申告書の提出が必要となる場合がありますので詳しくは税務署におたずねください。

(裏面にも記入する欄がありますので注意してください)

- ・事業(営業等・農業)所得、不動産所得がある方は、別紙「収支内訳書」に必要事項を記入し所得金額を算出後、申告書表面及び裏面へ転記してください。
- ・給与収入がある方で源泉徴収票がない方、配当所得、雑所得(公的年金以外)、総合譲渡・一時所得がある方は、申告書裏面へ記入し、申告書表面へ転記してください。
- ・寄附金がある場合は、裏面の「寄附金に関する事項」へ記入してください。なお、次の①～③に該当する寄附金が対象となります。
 - ①都道府県又は市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)
 - ②茨城県共同募金会、日本赤十字社茨城県支部(「日赤義援金」を含む)に対する寄附金
 - ③茨城県及び取手市が条例指定した法人(団体)に対する寄附金

(表1) 給与所得の算出方法

4ページ「所得金額調整控除について」も参照してください。

給与の収入金額 A	給与所得の金額	給与の収入金額 A	給与所得の金額
～ 550,999円	0円	1,628,000円～ 1,799,999円	$A \div 4 = B$ $B \times 2.4 + 100,000$ 円
551,000円～ 1,618,999円	$A - 550,000$ 円	1,800,000円～ 3,599,999円	$B \times 2.8 - 80,000$ 円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～ 6,599,999円	$B \times 3.2 - 440,000$ 円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～ 8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	$A - 1,950,000$ 円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円		

(表2) 公的年金等の所得算出方法

※算出額に1円未満の端数があるときには、切り捨てとなります。

	公的年金等の収入金額 A	公的年金等の雑所得を除く合計所得金額		
		～ 10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
65歳未満の人 昭和35年 1月2日以降に 生まれた人	～ 1,299,999円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円
	4,100,000円～ 7,699,999円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円
	7,700,000円～ 9,999,999円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円
	10,000,000円～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
65歳以上の人 昭和35年 1月1日以前に 生まれた人	～ 3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	$A \times 0.75 - 275,000$ 円	$A \times 0.75 - 175,000$ 円	$A \times 0.75 - 75,000$ 円
	4,100,000円～ 7,699,999円	$A \times 0.85 - 685,000$ 円	$A \times 0.85 - 585,000$ 円	$A \times 0.85 - 485,000$ 円
	7,700,000円～ 9,999,999円	$A \times 0.95 - 1,455,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,355,000$ 円	$A \times 0.95 - 1,255,000$ 円
	10,000,000円～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

所得のなかった方

1年間を通じて所得がなかった場合、所得のなかった方の記入欄の該当する箇所に具体的に記入してください。

- ① 単身赴任中の夫からの仕送りの場合、夫の氏名、続柄、赴任先(住所)
- ② 他の方の扶養や援助の場合、その人の氏名、続柄、住所
- ③ あなたが学生の場合、(令和6年12月31日現在の)学校名、学年
- ④ 遺族年金・障害年金等を受給していた場合、該当するものに○をしてください。
- ⑤ 失業保険・生活扶助受給の場合は、該当するものに○をし、受給していた期間を記入してください。
- ⑥ ①～③以外の場合、去年の生活状況を記入してください。